

令和5年度 事業実施における取組みについて(業務)

令和5年4月10日
中国地方整備局
港湾空港部

各種試行・取組(施工基準関係)の令和5年度の方針

取組名	内容	令和5年度の方針
品質確保調整会議(業務)	業務着手前、変更事象発生時に、受発注者が現場条件、業務計画、業務工程等について、総合的に確認・調整するため、受発注者の責任者が参加する会議	原則全件 ※打合せ記録簿にチェックリスト追記 ※業務三者会議、設計業務における受発注者間の情報共有の円滑化を統合
設計業務における受発注者間の情報共有の円滑化	予備・概略・基本設計を対象に、業務スケジュール進捗表を作成し、受発注者双方の情報共有の円滑化を図る。合わせて業務成果品の手戻りを防ぎ、成果品の品質向上を図る	原則予備・概略・基本設計の全件を対象 品質確保調整会議(業務)へ統合
業務三者会議	予備・概略・基本設計の全件を対象に、発注者、業務受注者、土質調査者設計時の地盤条件を主とした設計思想の伝達、情報共有を図る	原則予備・概略・基本設計の全件を対象 品質確保調整会議(業務)へ統合
業務書類削減の取組	外業のある業務を対象に「週間工程表」を作成し、旬報と休日調査業務通知書の提出を不要とする	外業のある業務(土質調査、測量、発注者支援、水中部施工状況確認補助等) ※標準化
クイックレスポンス(業務)	業務実施で発生する諸問題への迅速な対応の実現	標準化
業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査	業務の打合せと検査の要領を規定。受注者の移動時間の削減による働き方改革と接触減による新型コロナの感染拡大防止を図る	標準化
遠隔臨場の試行(業務)	港湾の測量・調査現場において「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を導入	指定型:1件/局 希望型:積極的に試行

各種試行・取組(施工基準関係)の令和5年度の方針

取組名	内容	令和5年度の方針
オンライン電子納品	電子媒体で納品されていた納品物を、工事・業務帳票管理システム経由でクラウド上に、直接保存	標準化 ※オンラインによる納品が出来ない場合は、電子媒体で納品ができる。
BIM/CIM適用(業務)	新規及び大規模プロジェクト、改良事業の設計等業務(原則は細部・実施設計)に適用。 ※但し、3次元モデルの活用が見込めない業務、構造検討に至らない設計等は除く。	原則適用

令和5年度直轄事業の実施に向けた取り組み

○令和5年度直轄事業の実施に当たっては、「新・担い手3法」の趣旨を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成・確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取り組みを推進。

取り組み項目

黒字:継続項目 赤字:新規項目
青字:拡大項目 緑字:見直し等項目

働き方改革	担い手の育成・確保	生産性の向上
<ul style="list-style-type: none">○業務書類の削減○業務帳票管理システムの運用	<ul style="list-style-type: none">○品質確保調整会議の適切な運用・見直し○「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務ガイドライン」の改定	<ul style="list-style-type: none">○業務におけるテレビ・web会議による打合せ・検査○BIM/CIM原則適用○測量・調査業務に遠隔臨場を導入

業務書類の削減

継続

業務書類の「集約・提出抑制」(試行)

- ・「履行報告書(業務旬報)」「休日調査業務通知書」を不要とし、新たに「週間工程表」を作成し集約。
- ・「週間工程表」の提出は、調査職員宛に事前にメールで送信し、紙書類での提出は不要とする。

**履行報告書
(業務旬報)**

**休日調査業務
通知書**

提出不要

集約

① 履行報告書

**② 休日調査業務
通知書**

週間工程表 (休日調査業務通知書)

作成日 平成31年11月29日(金)
 業務名 ○○港○○土質調査
 受注者 ○○調査(株)
 発注代理人 ○○○○

工期：平成31年7月8日～平成31年11月29日

工種 数量	今週実績							数量計	来週予定			
	8/31 (土)	9/1 (日)	9/2 (月)	9/3 (火)	9/4 (水)	9/5 (木)	9/6 (金)		9/7 (土)	9/8 (日)	9/9 (月)	9/10 (火)
準備工												
土質調査	1式		雨天中止									
地層探査(音波探査)	1式										1式	
ボーリング調査(海上)	側線 1.2km										側線 1.2km	
	11地点										1地点 11地点	
標準貫入試験	176回										3回 176回	
孔内水平載荷試験	3回										3回 3回	
FS検層	3m										1m 3m	
土質試験	1式										1式 1式	
解析等調査	1式										1式 1式	
整理検討	1式										1式 1式	
成果物作成	1式										1式 1式	
打合せ	1式										1式 1式	
休日調査等									9/14(土) 台船資材搬出予定			
記事・連絡等									現地調査作業は9/10に完了。スベッド台船解体を9/11～13に実施し、台船資材は9/14に搬出。			
(休工日出勤者(予定) 休工日出勤者の休暇(実績))		9/4(土) 建設次郎(8/24(土)の代休)							9/8(日) 安田保(現場巡回)			
											100.0%	

【その他】

港湾潜水技士の有効期限の確認：業務計画書に記載(必要に応じ港湾潜水技士手帳の写しを提示)。

変更業務計画書の提出：軽微な変更内容及び他の提出書類で足りる場合は、提出不要。

【目的】

- 港湾工事等で導入している帳票管理システムを新たに業務に導入することで、受発注者間で扱っている書類を電子データで扱うことによる書類の簡素化や業務の効率化を図る。



業務帳票管理システムのイメージ

○業務帳票管理システム導入のメリット

- ・書類のデータベース化による提出の履歴確認が容易
- ・保管スペースの省力化
- ・受発注者間の情報共有化
- ・帳票管理システムから直接電子納品用データが作成可能

令和3年度当初からの運用開始

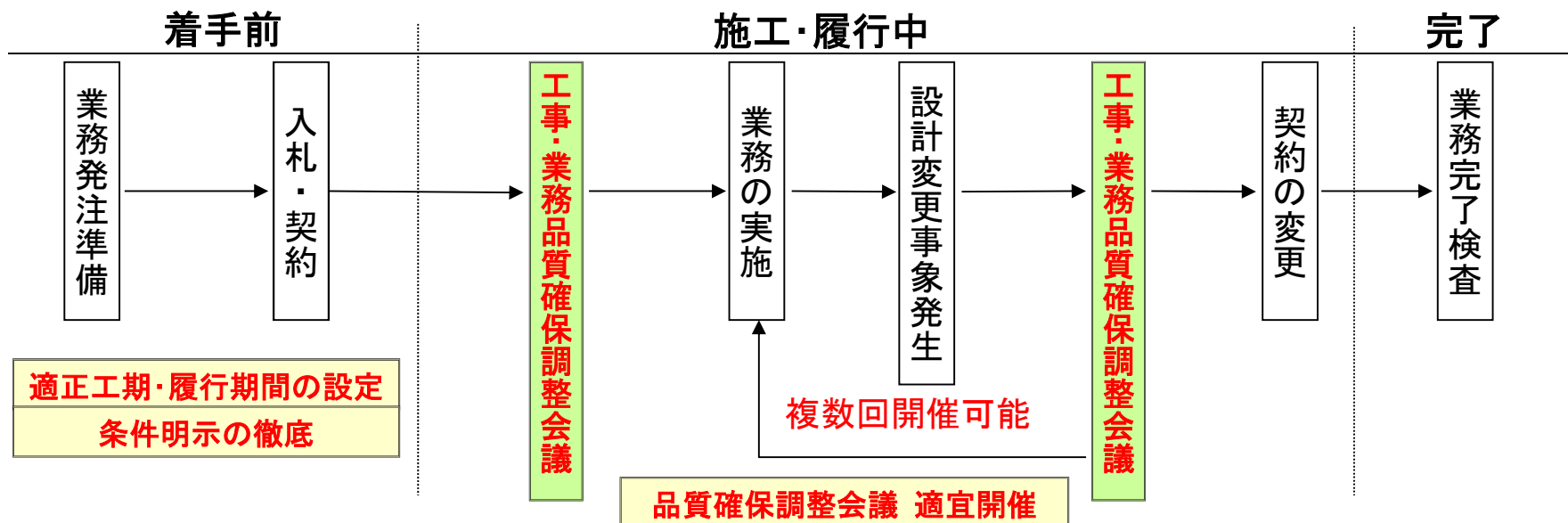
工事・業務品質確保調整会議の適切な運用と見直し

見直し

- 着手前や設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事(業務)の実施や品質の確保を図るため、令和2年度より受発注者の責任者も参加する「工事・業務品質確保調整会議」を設置。
- 品質確保調整会議の適切な運用、受発注者双方の意識改革に取り組むため、港湾局幹部が各地方整備局等に出向き、意見交換を実施。
- 令和5年度より、品質確保調整会議に、従前の「設計変更協議会」、「三者会議」及び「三者連絡会」を統合して、関係者で柔軟な調整ができるよう運用を見直し。

【工事・業務品質確保調整会議の開催例】

会議の開催は、工事(業務)着手前、契約変更前及び受注者の要請により開催
(必要に応じて複数回開催可能)

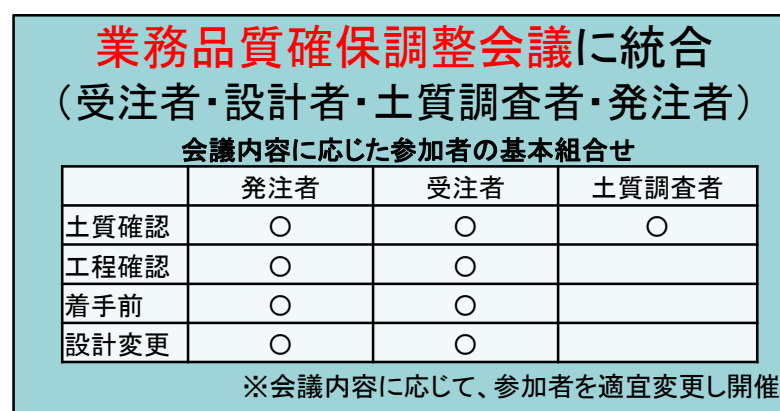
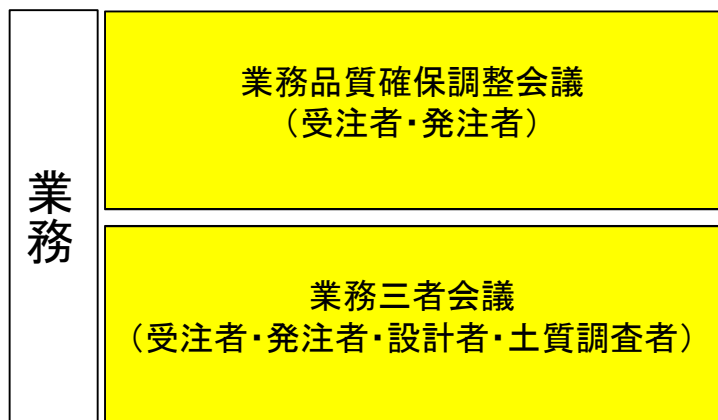
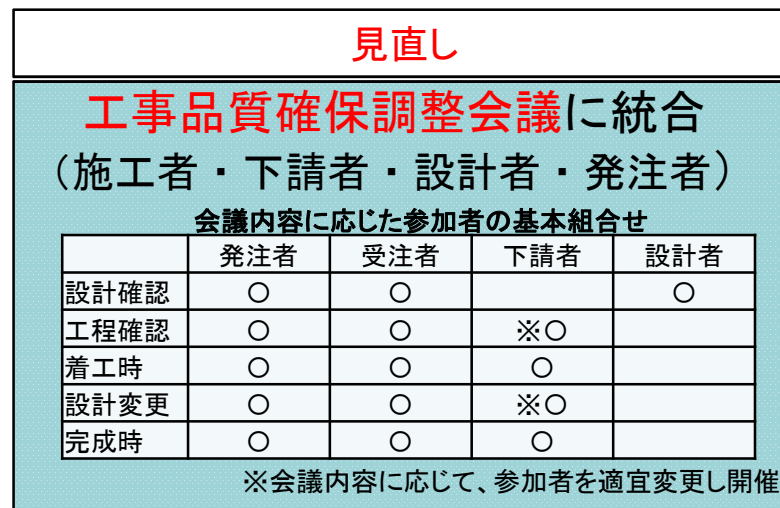


※当会議は、従来の各種会議を合わせて実施することが可能

工事・業務品質確保調整会議の運用と見直し

見直し

- 従来の各会議の趣旨を踏まえつつ、品質確保調整会議に統合し、会議内容に応じて、受発注者の協議のうえ、参加者を選定。
- 合わせて、書類の削減、様式の統合化による受発注者の作業改善を図る。



「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務ガイドライン」の改定

見直し

- 「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に適切な設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、令和4年3月に工事版の契約変更事務ガイドラインを改定。
- 工事版に続き、諸課題等を踏まえ、令和5年3月に業務版の契約変更事務ガイドラインを改定予定。

◆現行ガイドラインの課題

- ① 使いやすさの向上(1)
 - ・記載が各所に点在している。
 - ・工事版に比べ、補足や解説の記載が少ない。
- ② 使いやすさの向上(2)
 - ・設計変更事例の拡充を図ってきたが、事例数が多くなり煩雑になっている。
- ③ 設計変更に係る環境の変化への対応
 - ・品質確保調整会議における協議や適正な履行期間の重要性の高まりを踏まえた内容とする必要がある。
- ④ 協議に向けた受発注者間での認識の共有
 - ・適切な設計変更のため、受発注者双方で認識を共有する必要がある事項を具体的に明示する必要がある。
- ⑤ 設計変更における課題への対応
 - ・設計図書の記載不足により、設計変更につげられない。

◆課題への対応（改定ポイント）

- ① 文章・構成の再整理による見やすさ向上
 - ・ポイントをおさえた文章への修正や全体の構成見直し
 - ・工事版に準拠した記載の充実
- ② 設計変更事例の見やすさと検索性の向上
 - ・掲載事例の選別（類似事例の集約）
 - ・業務種別毎に一覧表を整理
- ③ 各種関連取組との整合
 - ・「品質確保調整会議」のほか、設計変更に関連する各種取組の内容を踏まえた記載の充実
- ④ 設計変更するための主なポイントの整理
 - ・R4.3月に改定した「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」を参考に、設計変更に必要なポイントを整理
 - ・設計変更に至らなかった事例、意見を参考に、設計変更に関する質問・回答集を追加
 - ・見積参考資料、打合せ記録簿は協議対象とならないことや契約書の条項に該当する事由等を追記
- ⑤ 発注段階における留意事項の整理
 - ・適切な設計変更のために、発注段階において留意が必要な事項を整理
 - ・条件、数量等の明示や契約後に変更が生じる可能性の明示等、円滑な設計変更につがる設計図書の記載例・事例を追加

業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査

継続

【目的】

・受発注者間の打合せ・検査に伴う移動時間などが、時間の効率的な活用、業務の効率化を阻害し、働き方改革の障害になっていることから、**移動時間の削減等による働き方改革を推進させるとともに、移動及び対面の打合せ等の削減による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底**を目的として、**業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査(以下、「テレビ会議等」)**の試行を実施する。

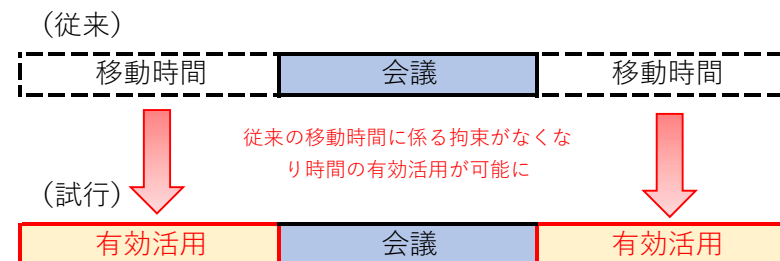
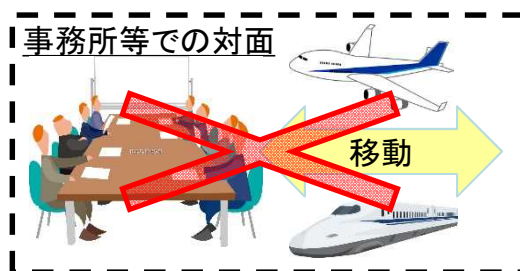
【対象業務】

・すべての業務（うち受注者と合意の得られた業務）について試行することが出来る。

【概要】

- 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定める「打合せ」、「検査」について実施
- テレビ会議等に使用する機器・機材(PC、モニター、プロジェクター)及びインターネット通信は受発注者双方で用意
- テレビ会議等に使用するアプリケーション(例: Skype、Zoom等)は指定しない
- テレビ会議等で取り扱う情報について
個人情報等の秘密文書取については、扱い不可。
情報公開法上、不開示情報となる蓋然性の高い情報)マスキング、匿名等、情報を保護したうえで実施する場合は取扱い可とする。
- 受注者にかかる機器・機材及び通信費は受注者負担とする。
- 移動にかかる旅費交通費は原則計上しない。

事務所等へ移動時間が削減時間の有効活用が可能に



BIM/CIM原則適用の基本的な考え方（案）

拡大

- 新規および大規模プロジェクト、改良事業の設計等業務について、BIM/CIMを原則適用する。
- BIM/CIM活用における原則適用とは、**活用目的(義務項目・推奨項目)を明確にし、3次元モデルを作成・活用等を行う**。ただし、3次元モデルの活用が見込めない業務、構造検討に至らない設計等は除く。

◆ 原則適用の考え方

【業務】

業務区分	測量・地質調査	予備・基本設計	細部・実施設計
義務項目	△	△	◎
推奨項目	△	△	△

【凡例】

- ◎：必須として実施
- △：受注者の希望(任意)により実施
(必要に応じて発注者も指定可)

【義務項目】

○活用内容

- ・3次元モデルを活用した、視覚化による効果を想定
(例えば、施設の出来上がりイメージの確認、既設構造との接続など特定部の確認など)

○実施内容

- ・対象となる業務の特性にあわせ、次段階での活用を想定した活用内容により、3次元モデルの作成・更新および属性情報の付与を行う
- ・3次元モデルの作成・更新および属性情報の付与は「3次元モデル成果物作成要領(案)」を参照し、属性情報はオブジェクト分類名を必須とする

【推奨項目】

○活用内容

- ・視覚化による効果に加え、3次元モデルの複数情報を重ね合わせた確認、現場条件の確認、施工ステップの確認などを想定する。

○実施内容

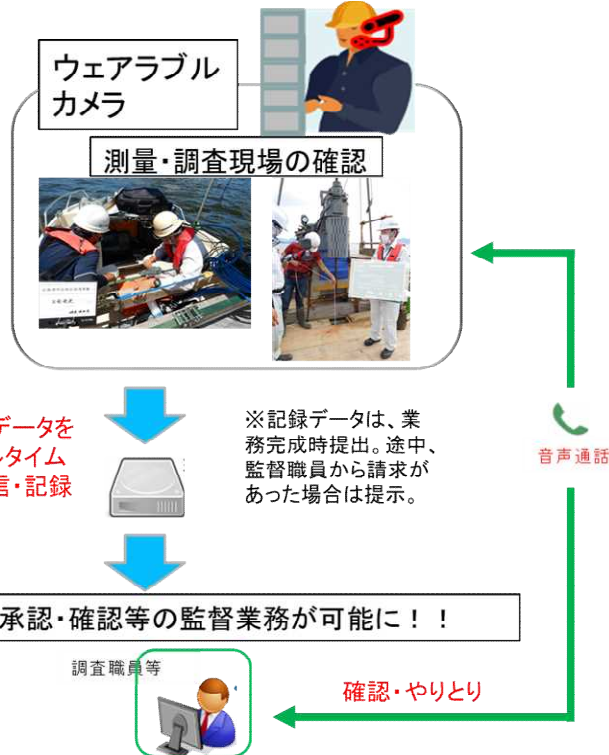
- ・【義務項目】と同様

測量・調査現場における遠隔臨場の試行

新規

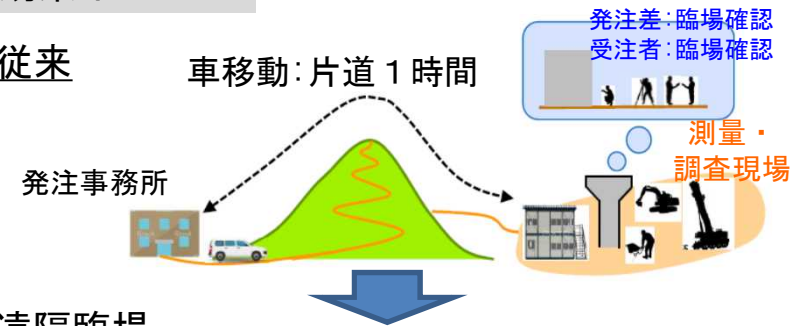
- 令和5年度の新たな試行として、港湾の測量・調査現場において立会を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を目指す。
- 「港湾の測量・調査現場における遠隔臨場に関する試行要領(案)」を策定。遠隔臨場の試行にあたり、対象業務、費用負担、遠隔臨場使用する機器の準備及び運用並びに受発注者の作業内容等を示したものである。

概要

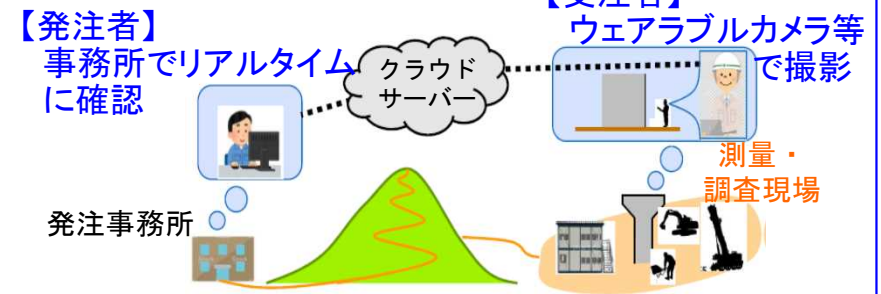


効果イメージ

従来



遠隔臨場



- ・試行を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、アンケート調査等を実施。